

第10次滝川市交通安全計画の作成方針及びスケジュール

1 計画の期間

第10次滝川市交通安全計画の期間は、第11次交通安全基本計画及びこれに基づき作成された第11次北海道交通安全計画の期間と合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

2 北海道の計画との位置付け

市町村交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、都道府県の計画に基づき作成することとなっているため、北海道の計画のうち、滝川市の情勢等に合った内容を取り入れて作成する。

3 今後の審議方法

滝川市の交通安全運動を実質的にけん引していただいている「滝川市交通安全運動推進協議会」の所属する団体等の役員・委員や幅広い年代の方に対する意識調査を実施し、滝川市における交通安全に関する現状把握を行うとともに、この調査結果を踏まえ、「滝川市交通安全運動推進協議会」を開催し、今後5年間の滝川市の交通安全運動の推進に関する意見を聴取し、その内容を反映させた滝川ならではの計画案を作成し、これを基に滝川市交通安全対策会議において審議を行う。

4 今後の予定

令和3年9月30日	第1回滝川市交通安全対策会議の開催（書面会議）
令和3年9月3日～同月下旬	滝川市の交通安全に関する意識調査の実施
	○ 対 象：滝川市交通安全推進協議会の所属団体等の役員・委員及び滝川市民
	○ 調査票配布数： 約300人程度 ※滝川市公式ホームページに掲載し広く募集
令和3年10月下旬	滝川市交通安全運動推進協議会の開催（委員からの意見聴取）
令和3年11月中旬	第2回滝川市交通安全対策会議の開催